

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	清掃業務課	令和7年度ごみ収集管理システム保守業務委託	令和7年4月1日	大分市東春日町17-57 ㈱オーイーシー	1,579,600	2号	本業務の対象であるごみ収集管理システム（以下「システム」という。）は、開発・設置を㈱オーイーシーが行ったものである。 ㈱オーイーシーが開発・設置したシステムを他業者が保守を行うことは、システムの著作権・使用許諾の問題はもとより、システム自体の内容について再度解析する必要があるなど、技術的にも非常に困難である。 このため、安全かつ確実に保守業務を行うことができるのは、システムを開発・設置した㈱オーイーシーのみである。 以上の理由から、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、㈱オーイーシーと随意契約するものである。
2	清掃業務課	佐賀関地区 古紙・布類収集運搬業務委託	令和7年4月1日	大分市金池町3丁目2番3号 公益社団法人大分市シルバー人材センター	6,464,209	3号	合併協議会の議決により、ごみ分別・収集頻度及び収集体制は当面現行どおりとするとされた。 また、本委託業務は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定による委託基準である施行令第4条第1号の一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準を満たしている必要がある。廃棄物処理法の委託基準を満たすことのできる請負業者は、人材及び機材と経験、知識等が整備され、安心した業務が遂行できなければならないがシルバー人材センターは、廃棄物処理法の基準を満たしている。 また、シルバー人材センターは定年退職者、その他の高齢退職者の就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、能力の積極的な活用を図り、高齢者の福祉の推進に資するとともに、高齢者の能力を生かした地域作りに寄与することを目的としており、本委託業務はシルバー人材センターの運営方針に沿っており、市の福祉行政にも有益である。 これまでも古紙・布類の収集運搬業務に携り、佐賀関地区の状況を十分に把握し経験も豊富であり、環境行政の運営上、非常に有益である。 以上のことにより、大分市シルバー人材センターと随意契約するものである。
3	清掃業務課	高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業に伴う収集運搬業務委託	令和7年4月1日	大分市金池町3丁目2番3号 公益社団法人大分市シルバー人材センター	18,304,932	3号	本委託業務内容は、一般家庭から排出されるごみを「ごみステーション」まで出すことが困難な独居世帯の高齢者等に対し、玄関先等で収集を行うことにより市が、支援を行うものである。 一般家庭から排出されるごみを収集・運搬等実施するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び同法施行令第4条第1号から第3号の一般廃棄物の収集・運搬・処分等の委託基準を満たしている必要がある。この件について、大分市シルバー人材センターは平成16年度から現在に至るまで、市の業務を受託しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の基準を満たしている。 また、業務遂行上における機密保持についても、その就業規約に「会員は、会員として在会中または退会後においても就業を通じて知り得た氏名、生年月日、住所など特定の個人を識別できる情報を開示、漏洩または、個人使用してはならない。」と明記されていることから、確実な履行が図られる。 更には、当該業者は定年退職者、その他の高齢退職者の就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、能力の積極的な活用を図り、高齢者の福祉の推進に資するとともに、高齢者の能力を生かした地域作りに寄与することを目的としており、本委託業務はシルバー人材センターの運営方針に沿っており、市の福祉行政にも有益である。
4	清掃業務課北部清掃事業所	一般廃棄物（し尿）収集業務委託	令和7年4月1日	大分市大字佐賀関2232番地の49 株式会社佐賀関環境	534,000	2号	佐賀関地区において、し尿の収集及び運搬を許可されている業者は1社のみであるため ※単価契約 ￥165、¥330
5	ごみ減量推進課	指定ごみ袋減免システム機器及び運用保守業務委託	令和7年4月1日	大分市金池町3-3-11 株式会社 エイビス	528,000	2号	本業務委託は、指定ごみ袋減免システムを運用するにあたり、問い合わせ対応、障害対応、データベース保守・解析等の支援、操作研修など、速やかで正確な対応・復旧を必要とするものであり、本システムに熟知したものでなければ業務対応が行えない。 株式会社エイビスは本システムを新規開発し、熟知している唯一の団体である。
6	ごみ減量推進課	リサイクル可能な家具・自転車等再生業務委託	令和7年4月1日	大分市金池町3丁目2番3号 公益社団法人大分市シルバー人材センター	単価契約 (家具) 3,180円/台 (幼児用自転車) 3,180円/台 (幼児用以外自転車) 8,481円/台	3号	リサイクル可能な家具・自転車等再生業務委託については、平成18年5月31日付で、（仮称）大分市リサイクルプラザ管理運営体制検討協議会（委員長佐藤誠治）から、高齢者福祉を図るとともに就労の場を確保する目的で、シルバー人材センターへの委託業務が望ましいと市長宛の報告があった。 シルバー人材センターについては、放置自転車等の修理販売等を従来から行っており、当業務の遂行に関する能力を十分有していると思われるため。
7	ごみ減量推進課	使用済小型家電及び小型充電式電池等再生処理業務委託	令和7年4月1日	大分市大字下郡3260番地の10 (株)環境整備産業	3,224,155	2号	小型家電製品の拠点回収を実施し、認定事業者との委託契約に基づいて処理を行っている。また、小型充電式電池等についても併せて運搬・処理している。しかしながら、大分県内において、小型家電及び小型充電式電池の収集運搬および処理が可能な業者は、株式会社環境整備産業のみであり、このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約により業務を委託している
8	廃棄物対策課	大分市産業廃棄物実態調査等業務委託	令和7年4月24日	大分市西大道一丁目1番63 復建調査設計株式会社大分事務所	11,000,000円	2号	本業務は、大分県が昨年度実施した「第6次大分県廃棄物処理計画」策定資料として調査した様々なデータをもとに、本市における産業廃棄物の実態調査及び適正処理指導計画案の作成を行うものである。本市が実態調査を実施するためには、大分県に納品された成果品以外に業務に使用された詳細なデータが必要となり、そのデータは復建調査設計株式会社しか所有していない独自のプログラムにて作成されている。 また、本業務は委託業者による分析等のノウハウが必要となることに加え、復建調査設計株式会社の所有データを使用しなければ膨大な時間と費用を費やすこととなる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定される「第6次大分県廃棄物処理計画」の管轄である大分県と整合性を図りながら、本市における産業廃棄物の実態調査業務等を適正かつ短期間内、経済的優位を持ち業務に遂行できるのは、大分県の実態調査を実施し、当該業務に精通する復建調査設計株式会社大分事務所を除いてほかにない。
9	廃棄物対策課	令和7年度産業廃棄物情報管理システム保守・運用支援業務委託	令和7年4月1日	大分市東春日町17-57 株式会社オーイーシー	990,000円	2号	本システムは令和2年度株式会社オーイーシーが開発したシステムであり、このシステムを運用するにあたり問合せ対応、障害対応、データベース保守・解析等の支援など、速やかで正確な対応・復旧を必要とするが、本システムに精通したものでなければこれらの対応は行えない。本業務を適切かつ確実に行えるのは、本システムを開発するとともにシステム内容を熟知する株式会社オーイーシーを除いてほかにない。

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
10	清掃施設課	佐野清掃センター清掃 工場運転管理業務委託	令和7年4月1日	北九州市戸畑区大字中原 46-59 日鉄環境エネルギーソ リューション株式会社	448, 509, 600	2号	平成15年 4月 1日より使用開始した佐野清掃センター 清掃工場の操業及び日常保守点検業務を安全かつ円滑に行な うための随意契約理由は、以下の通りであります。 1. 焼却設備（シャフト炉式ガス化溶融炉）等の故障や事 故を未然に防ぐことが、操業及び保守管理の基本です。清掃 工場の正常な運転を確保するためには、通常運転時において 発生する設備機器の様々な消耗や損傷を最小限にいとめ、 故障や事故を未然に防ぐ操業及び保守管理を行うことが重要 であります。主要設備である焼却設備等は、日本製鉄株式会 社の特有設備となっており、それぞれの設備構造、機能を熟 知した本施設のプラントメーカーである日本製鉄株式会社の 系列メーカーである日鉄環境エネルギーソリューション株式 会社（以下「系列メーカー」という）の操業及び保守管理に より、焼却設備等の性能維持と安全な運転管理の確保が可能 であります。 2. 工事責任と保守管理責任の明確化を図る必要がありま す。佐野清掃センター清掃工場建設工事請負契約書では、 「瑕疵担保責任期間（4年）及びそれ以降においても重大な 疑義と本市が判断した場合、受注者は機能の確認を行い、性 能を満足するよう必要な改善を行うものとする。」と規定さ れており、操業及び保守管理を系列メーカー以外が行った場 合、故障等の原因が設計施工及び材質など工上の欠陥なの か、又は保守管理に問題があったのか責任の所在が不明確と なり、トラブルを生じる恐れがあります。 3. 故障発生の場合、迅速かつ的確な対応が必要です。故 障発生の場合、系列メーカーであれば特殊部品の調達、取替 えが円滑に行われ、更に全国的な情報網により設備機器に関 するノウハウを有しているため、迅速かつ的確な対応ができ ます。しかしながら系列メーカー以外では、設備機器の構 造、機能及び性能に熟知していないことから、原因の調査、 対策が遅滞し重大な故障につながる危険性があり、ひいては ごみ処理に支障をきたし市民サービスの低下を招くことにな ります。 以上のことにより競争入札に付することが適さないと考えら れますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 の規定に基づいて、本施設のプラントメーカーである日本製 鉄株式会社の系列メーカーである日鉄環境エネルギーソリュ ーション株式会社と随意契約をいたしたい。
11	清掃施設課	佐野清掃センター清掃 工場エレベータ保守点 検業務委託	令和7年4月1日	福岡市中央区長浜2-4-1東 芝福岡ビル5階 東芝エレベータ株式会社九 州支社	3, 577, 200	2号	本委託は、佐野清掃センターのエレベータの正常かつ良好な 運転状態を保つための保守点検業務を行うものです。 業務の履行に当たっては、製造メーカーでなければ調達困難 な部品や部材等があり、取替についても特殊な技術や高度な 専門知識が不可欠であります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 の規定により競争入札に適さないため東芝エレベータ株式会 社 九州支社と随意契約いたしたい。
12	清掃施設課	佐野清掃センター清掃 工場自動扉開閉装置保 守点検業務委託	令和7年4月1日	大分市広瀬町二丁目1番36 号 オリエント産業株式会社大 分支店	804, 100	2号	本委託は、佐野清掃センターのプラントホーム出入口・各玄 関・多目的トイレの自動扉の保守点検業務を行うものです。 実施に当たっては既設関連施設に精通して、計画的管理を行 う必要があります。 また、取替部品によってはメーカー保証のものもあるため、 部品購入及び施行を一貫して行うことで、より安全・円滑な 施行が確保されます。 なお、本施設設備の製造メーカーである株式会社ナブコ の代理店である大分ナブコ株式会社は合併により事業をオリ エント産業株式会社へ移管しており、移管された事業に係る技 術や知識等の全てを承継しています。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定 に基づき、オリエント産業株式会社大分支店と随意契約いた したい。
13	清掃施設課	関崎清浄園浸出液処理 施設運転管理業務委託	令和7年4月1日	大分市大字佐賀関2232の18 有限会社 曲浦産業社	5, 699, 100	2号	本業務委託は、関崎清浄園浸出液処理施設の運転管理を委 託するものであります。 本処理施設は、平成11年度より業務を開始した関崎清浄園埋 立場に併設された施設で、埋立場より排出された浸出液を処 理し、公共水域（瀬戸内海）へ放流している重要な施設であ ります。この海域は、日本でも有数の漁場であり、地元の漁 協や海上保安庁などにより、厳しく監視されている場所でも あります。したがって、本施設の運転管理には細心の注意と 高度な知識を必要とし、また緊急時には素早い対応も求めら れます。 以上の理由より、地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号の規定により競争入札に適さないため、埋立場の開設 以来埋立業務及び浸出液処理施設の運転管理や保守点検の業 務に携わり高度な知識や経験を有し、施設の整備にも精通し ており、また事業所が佐賀関地区にあり緊急時にも素早い対 応が可能であることから、有限会社 曲浦産業社と随意契約 にて施行いたしたい。
14	清掃施設課	佐野清掃センター清掃 工場飛灰処理業務委託	令和7年4月1日	大牟田市新開町2丁目1 三池製錬・藤澤環境開発共 同企業体	59, 400 (単価契約： 円/ｔ)	2号	本業務委託は、佐野清掃センター清掃工場から発生する飛 灰を有効な資源として、資源化処理を行う業務であります。 九州地区においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律」などの関係法令を遵守し、飛灰を安定かつ安全に資源化 処理ができ、佐野清掃センター清掃工場から発生する全量の 飛灰を、年間を通じて資源化処理できる施設は、福岡県大牟 田市に所在する三池製錬株式会社の資源化施設以外には存在 しません。 したがって、飛灰の資源化を行う資源化施設である三池製 錬株式会社と、三池製錬株式会社と飛灰の運搬を業務提携し ている藤澤環境開発株式会社の三池製錬・藤澤環境開発共同 企業体と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定 により随意契約にて施行いたしたい。 ※単価契約 ￥59, 400/飛灰1ton当り

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
15	清掃施設課	佐野清掃センター清掃工場電気計装設備点検業務委託	令和7年6月30日	大分市大字三芳1159番地1 一般財団法人 九州電気保安協会 大分支部	21,010,000	2号	本業務委託は、佐野清掃センター清掃工場に設置された設備、機器を安全かつ円滑に稼働させるために行う、電気計装設備の精密点検業務です。 本業務には、特別高圧・高圧・低圧電気設備の保守管理に精通し、特に保護継電器の保護機能・試験方法・試験用機材及びその取扱方法などに熟知していることが要求されます。 また、本業務は停電作業となるため、全炉停止中の休業日に行う必要があることに加え、短時間での作業が要求されており、作業の熟練度や豊富な経験、実績及び多数の専門技術者が必要となります。施行にあたりましては、当該設備の使用前自主検査、年次点検を直接施行し、同等の特別高圧受電設備を持つ福宗環境センター、古国府浄水場などにおいても同様の実績がある業者が適任と考えます。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一般財団法人九州電気保安協会大分支部 と随意契約いたしたい。
16	清掃施設課	大洲園処理場自動扉開閉装置保守点検業務委託	令和7年5月29日	大分市広瀬町2-1-36 オリント産業株式会社大分支店	1,766,600	2号	本委託は、施設の投入室に設置している四重構造からなる臭気対策用の自動扉開閉装置の点検整備を行うものです。 実施に当たっては既設開運施設に精通して、計画的管理を行う必要があります。また、取替部品によってはメーカー保証のものもあるため、部品購入及び施工を一貫して行うことで、より安全・円滑な施工が確保されます。 なお、本設備の製造メーカーの代理店業者である大分ナブコ株式会社は合併により事業をオリント産業株式会社へ移管しており、移管された事業に係る技術や知識等の全てを承継しています。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、オリント産業株式会社大分支店 と随意契約いたしたい。
17	清掃施設課	大洲園処理場脱水機設備点検整備業務委託	令和7年5月23日	大分市松原町3-1-11 大分鐵鋼ビルディング409号 株式会社IH1回転機械エンジニアリング 大分営業所	7,652,700	2号	本業務委託は、大洲園処理場に設置している脱水機の点検整備で、特殊な消耗品等の取替を行うものです。 委託の施行にあたっては、特殊な技術や高度な知識が必要不可欠であり、本機器の構造にも精通している必要があります。 また、点検整備に要する部品は本機器の製造業者でなければ調達困難な部品もあります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、脱水機の製造業者である株式会社IH1回転機械エンジニアリング 大分営業所と随意契約にて施行いたしたい。
18	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場運転管理等業務委託	令和7年4月1日	長崎県長崎市興善町2番21号 重環オペレーション株式会社	371,712,000	2号	本業務は、福宗環境センター清掃工場の焼却炉・灰固化設備（灰クレーン操作・灰運搬含む）等の運転操作・保守点検整備等の維持管理業務を委託し、効率的な運転管理を行うものである。 工場の正常な運転を確保するためには、通常運転時において発生する設備機器の様々な消耗や損傷を最小限に食い止め、故障や事故を未然に防ぐ保守管理を行うことが重要である。 本施設は、性能発注事業で、責任設計、責任施工で建設されており、建設工事請負契約書では、「瑕疵担保責任期間（3年間）以降においても重大な疑義と本市が判断した場合、受注者は機能の確認を行い、性能を満足するよう必要な改善を行うものとする。」と規定されており、運転管理を本施設のプラントメーカーである三菱重工業株式会社の系列メーカー以外が行った場合、故障等の原因が設計、施工及び材質など工事上の欠陥なのか、又は運転管理に問題があったのか責任の所在が不明確となり、トラブルを生じる恐れがある。 主要設備である焼却設備等は、三菱重工業株式会社の特有設備となっており、それぞれの設備構造、機能を熟知した系列メーカーの運転管理により、焼却設備等の性能維持と安全な運転の確保が可能である。 焼却設備等で故障が発生した場合、系列メーカーであれば、特殊部品の調達、取替が円滑に行われ、更に全国的な情報網による設備機器に関するノウハウを有しているので、迅速かつ的確な対応ができる。しかし、系列メーカー以外では、設備機器の構造、機能及び性能に熟知していないことから、原因の調査、対策が遅滞し、重大な故障につながる危険性があり、ひいてはごみ処理に支障をきたし、市民サービスの低下を招くことになる。 各処理設備は、システム構成上相互に緊密に関連を有しており、安定した確実な運転管理を継続的に行うためには、焼却システムを完全に理解していること、即ち、設計施工の技術ノウハウが確実に運転管理に反映されることが最も重要である。 本施設のプラントメーカーである三菱重工業株式会社の系列メーカーである重環オペレーション株式会社は、三菱重工業株式会社が建設した環境衛生施設の維持管理業務を行う専門業者であります。さらに、三菱重工業株式会社から技術面において全面的なバックアップを受けることや施工上の経験、知識等を充分得ることが可能であり、極めて円滑で適正な業務の執行が確保できる唯一の業者であります。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、重環オペレーション株式会社と随意契約するものである。

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
19	清掃施設課	福宗環境センターリサイクルプラザ日常保守 管理等業務委託	令和7年4月1日	シマ株式会社 香川県観音寺市中田井町1 番地	112, 200, 000	2号	本業務は、福宗環境センターリサイクルプラザの破碎・選別設備等の運転操作・保守点検整備等の維持管理業務を委託し、効率的な保守管理を行うものである。 リサイクルプラザの正常な運転を確保するためには、通常運転時において発生する設備機器の様々な消耗や損傷を最小限に食い止め、故障や事故を未然に防ぐ保守管理を行うことが重要である。 本施設は、平成17、18年度の2年間の廃棄物処理施設整備事業（国庫補助金事業）として平成19年3月に完成したもので、プラント設備等については、シマ株式会社（旧島産業株式会社）が施工しているため、保守管理を本施設の施工業者であるシマ株式会社以外が行った場合、故障等の原因が施工及び材質など工事上の欠陥なのか、又は保守管理に問題があったのか責任の所在が不明確となり、トラブルを生じる恐れがある。 本施設の処理設備は、システム構成上相互に緊密に関連を有しており、日常保守管理については、施設全体の構造、機能等を熟知し、各機器に精通していることが施設の保守管理上最も重要であり、これにより施設の性能維持と安全な運転の管理が可能である。 破碎設備等で故障が発生した場合、施工業者であれば特殊部品の調達、取替が円滑に行われ、迅速かつ的確な対応ができる。しかし、施工業者以外では設備機器の構造、機能及び性能に熟知していないことから、原因の調査、対策が遅滞し、重大な故障につながる危険性があり、ひいては資源化リサイクルに支障をきたし、市民サービスの低下を招くことになる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本施設の施工業者であるシマ株式会社と随意契約するものである。
20	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場管理部分等清掃業務委託	令和7年4月1日	舟ヶ平地区自治会 大分市大字野津原2470番地の2	2, 749, 000	2号	福宗環境センター清掃工場は、由布大分環境衛生組合が舟ヶ平地区の地権者から取得した用地に、昭和50年、大分市が清掃工場を建設し、大分市と旧大分郡3町（庄内、挾間、野津原）との可燃ごみの広域処理を開始した。 さらに平成9年、隣接地に新工場を建設し、現在は、大分市と由布市との可燃・不燃ごみの広域処理を行っている。 このように、迷惑施設である清掃工場を地域として受け入れていただいており、今後の清掃工場の建替えなどを視野に入れたとき、地域に対しては十分な配慮が必要である。 工場建設にあたっては、地元である舟ヶ平地区から要望書が出され、この中で実現可能な事項について、逐次、対応してきたところである。 特に、清掃工場での職員としての採用については、会計年度任用職員などで対応しているが、清掃工場内の清掃業務についても、日常の軽微な部分については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき舟ヶ平地区自治会と随意契約するものである。
21	清掃施設課	使用済み乾電池等処理業務委託	令和7年4月1日	野村興産株式会社 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番3号	13, 500, 000	2号	本委託は、福宗環境センターリサイクルプラザに収集・保管されている使用済み乾電池等を、鉄や亜鉛、マンガンに再資源化するとともに、異物として混入したボタン電池等に含まれる水銀についても回収・再資源化を行うものである。 業務に際しては、水銀使用廃製品の適正な処理を行う必要があり、環境省から出された「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」の内容に沿った処理を行うことが求められる。 このガイドラインの内容を満たす処理を行っているのは、水銀含有廃棄物の処理を中心に廃棄物処理事業を行ってきた野村興産株式会社イトムカ鉱業所のみである。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき野村興産株式会社と随意契約するものである。 ※単価契約 ￥125.4/kg
22	清掃施設課	使用済み蛍光管類処理業務委託	令和7年4月1日	株式会社ジェイ・リライツ 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番地の17	3, 059, 000	2号	本業務委託は、福宗環境センターリサイクルプラザに収集・保管されている使用済み蛍光管類を、ガラスやアルミニウムなどに再資源化するとともに、蛍光管類に含まれる水銀についても回収・再資源化を行うものである。 業務にあたっては、水銀使用廃製品の適正な処理を行う必要があり、環境省から出された「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」の内容に沿った処理を行うことが求められる。 このガイドラインの内容を満たす処理を行い、福宗環境センターリサイクルプラザから搬出される使用済み蛍光管類が年間を通して適正に処理できる施設能力を有する施設としては、九州地区内では北九州市にある株式会社ジェイ・リライツのみである。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社ジェイ・リライツと随意契約するものである。 ※単価契約 ￥157.3/kg
23	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場エレベーター保守点検業務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社	2, 112, 000	2号	本業務委託は、福宗環境センター清掃工場に設置しているエレベーターを正常、且つ良好な運転状態に保つことを主目的とするものである。 業務に際しては、製造業者・施工業者でなければ調達困難な部品等があり、また、点検整備・調整には、特殊な技術や高度な知識が不可欠であることに加え、地震発生等による緊急停止からの復旧には本設備に精通していることが重要である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の製造・施工業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社西日本支社と随意契約するものである。
24	清掃施設課	福宗環境センターリサイクルプラザエレベーター保守点検業務委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区綱場町4-1 フジテック(株)九州支店	1, 620, 960	2号	本業務委託は、福宗環境センターリサイクルプラザの工場棟及びプラザ棟に設置しているエレベーターを正常、且つ良好な運転状態に保つことを主目的とするものである。 業務に際しては、製造業者・施工業者でなければ調達困難な部品等があり、また、点検整備・調整には、特殊な技術や高度な知識が不可欠であることに加え、地震発生等による緊急停止からの復旧には本設備に精通していることが重要である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の製造・施工業者であるフジテック株式会社九州支店と随意契約するものである。

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
25	清掃施設課	福宗環境センターリサイクルプラザ管理部分等清掃業務委託	令和7年4月1日	大分市障害者就労支援協議会 大分市片島8-4-2	1,650,000	2号	本業務は、福宗環境センターリサイクルプラザ及びエコライフプラザの清潔な環境を維持するための清掃を行うものである。 福宗環境センターリサイクルプラザの管理運営体制については、平成18年5月31日、外部の学識経験者等を交えた大分市リサイクルプラザ管理運営体制検討協議会より、「障がい者自立支援の観点から、授産施設等と業務委託契約を締結し、知的障がい者の就労の場を確保することが望ましい。」との意見具申を受けた。 そのため、本市においても、平成18年に制定された「障害者自立支援法」の基本理念に基づき、知的障がい者の地域生活と就労を進める自立支援への取り組みを行っている。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、福宗環境センターリサイクルプラザの管理運営を目的に授産施設が連携し設立された、大分市障害者就労支援協議会と随意契約するものである。
26	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場自動扉開閉装置保守点検業務委託	令和7年4月1日	大分市広瀬町二丁目1番36号 オリエント産業㈱大分支店	924,000	2号	本業務委託は、福宗環境センター清掃工場に設置している自動扉開閉装置の保守点検を行うものである。 プラットホーム出入口の自動扉は、プラットホーム及びごみビットから発生する臭気に対し、工場建屋外への拡散を防止する上で重要な役割を果たすものである。 扉に不具合が生じた場合、ごみ収集車がプラットホームに進入不可能となり、ごみ受入れ業務に支障を来すほか、臭気が周辺地域に拡散する事態も考慮される。 このため、自動扉の円滑な運転の確保と、故障発生等の際に早急な対応、復旧を行う必要がある。 そのため施行にあたっては、既設自動扉に対する高度な知識と練度の高い技術が不可欠であるとともに、本設備の関連機器等を熟知している必要がある。 また、補修部品等についても即時に調達できることが重要であり、これらに対応可能な製造業者あるいはその関連会社であることが必要である。 なお、本施設設備の製造メーカーである株式会社ナブコ の代理店業者である大分ナブコ株式会社は合併により事業をオリエント産業株式会社へ移管しており、移管された事業に係る技術や知識等の全てを承継している。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、オリエント産業株式会社大分支店と随意契約するものである。
27	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場焼却灰処理業務委託	令和7年4月1日	太平洋セメント・龍南運送共同企業体 代表構成員 太平洋セメント株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号	95,000,000	2号	本委託は、福宗環境センター清掃工場から発生する焼却灰を有効な資源として資源化処理を行う業務である。 大分県内で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令等を遵守し、焼却灰を安定的且つ安全に資源化処理を行うことが可能で、福宗環境センター清掃工場から発生する焼却灰が年間を通して資源化処理できる施設能力を有する施設としては、大分県津久見市にある太平洋セメント株式会社大分工場（津久見）の資源化施設以外にない。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、焼却灰の資源化施設を保有する太平洋セメント株式会社九州支店と、太平洋セメント株式会社と焼却灰の運搬を業務提携している龍南運送株式会社の太平洋セメント・龍南運送共同企業体と随意契約するものである。 ※単価契約 ￥32,450/t
28	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場バグフィルター点検整備業務委託	令和7年4月24日	福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-27 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社九州支店	82,500,000	2号	本業務委託は福宗環境センター清掃工場におけるバグフィルターの点検整備を行い、排ガス処理設備の性能維持を図るとともに、焼却施設としての機能を保つことを目的とするものである。 本設備の整備が不十分な場合、排ガスを大気へ放出することが出来なくなり、焼却炉の停止を余儀なくされる可能性がある。その場合、ごみの受け入れを停止せざるを得ず、ごみ処理計画等に支障をきたすことになり、市民生活にも多大な影響を与えかねない。よって、バグフィルターの性能維持及び信頼性確保の点から、計画的に点検整備を行う必要がある。 なお、対象施設は、機器相互が関連したシステムであるため、実施に当たってはシステム全体を熟知した上で点検整備をする必要がある。また、点検整備に際して、設備に不具合が発見された場合の迅速な部品の調達、設計にまで遡った的確な対応を行えるのは、施工業者に限られる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本施設の施工業者である三菱重工株式会社のアフターサービス部門を担当している三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社九州支店と随意契約するものである。
29	清掃施設課	福宗環境センターリサイクルプラザ高速破砕機外点検整備業務委託	令和7年5月15日	シマ株式会社 香川県観音寺市中田井町1番地	130,900,000	2号	本業務委託は、福宗環境センターリサイクルプラザ高速破砕機外点検整備業務委託を行い、施設の性能維持を目的とするものである。 本施設においては予備のラインを持っていないため、ライン上の機器の不具合・故障等が発生した場合、ごみ処理ラインの停止につながり、故障機器を復旧させるまでごみ処理を再開することができません。加えてごみ貯留ヤードの容量が限られているため、処理が停滞するとごみの受入れが不可能となり、市民生活に重大な影響を及ぼしかねない。 そのため不燃粗大ライン以外を構成する指定の部品を一定期間毎に点検し取替、整備を行い性能維持が必要である。 委託にあたっては、当該設備の施工業者でなければ調達困難な部品があり、また機器相互が関連したシステムであるため、本施設のシステム全体に精通していることが必要とされる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本施設の設備の施工業者であり、保守管理を請負っているシマ株式会社と随意契約するものである。
30	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場塩化水素濃度計及びばいじん濃度計点検整備業務委託	令和7年5月27日	西川計測株式会社九州支社 大分市高城本町5-3	3,146,000	2号	本業務委託は、当センター清掃工場内に設置されている塩化水素濃度計及びばいじん濃度計の点検整備業務の委託である。 業務の履行に当たっては、製造メーカーでなければ調達困難な部品や部材等があり、取替えについても特殊な技術や高度な専門知識が不可欠である。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、塩化水素濃度計及びばいじん濃度計メーカーである京都電子工業㈱の大分代理店である 西川計測株式会社 九州支社と随意契約するものである。

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
31	清掃施設課	福宗環境センター清掃工場 煙道排ガス分析装置及び酸素濃度計点検整備業務委託	令和7年6月12日	株式会社堀場テクノサービス 京都府京都市南区吉祥院宮の東町2番地	6,144,600	2号	本業務委託は、当センター清掃工場内に設置されている煙道排ガス分析装置及び酸素濃度計点検整備業務の委託である。業務の履行に当たっては、製造メーカーでなければ調達困難な部品や部材等があり、取替えについても特殊な技術や高度な専門知識が不可欠である。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本装置の製造メーカーである堀場テクノサービスと随意契約するものである。